(1) グループホーム等改修整備(大規模修繕等)

30万円以上1,000万円以内

- ※エレベーター等設置整備を行う場合の上限は以下のとおり
- ・エレベーター等設置整備以外の改修と併せて行う場合 1.200万円以内
- ・エレベーター等設置整備のみ行う場合

200万円以内

- ※賃貸物件の改修整備を行うものも対象とする。
- ※グループホームにスプリンクラーを整備する場合は、見積額と合見積額を比べて低い方の額と、(4)に掲げる基準単価にスプリンクラー設置対象面積を乗じて得た額とを比べて低い額を基準額とする。

(2) 短期入所事業所改修整備(大規模修繕等)

- 30万円以上600万円以内
- ※上記額は、短期入所事業所のみを改修整備する場合の基準額。 (本体施設(入所・通所・療養介護・グループホーム等)の改修と一体的に短期 入所事業所を改修整備する場合は、本体施設の一部と整理。)
- ※賃貸物件の改修整備を行うものも対象とする。

(3) 障害福祉サービス事業等改修整備 (大規模修繕等)

- 30万円以上500万円以内
- ※(1)及び(2)の整備を除く。
- ※賃貸物件の改修整備を行うものも対象とする。

(4) スプリンクラー設備工事費

(事業費ベース)

	1,000 ㎡未満	1,000 ㎡以上の平屋建	消火ポンプユニット加算
基準単価(案)	21, 200	40, 200	3, 090, 000
(1㎡当たり)			(平米数関係なし)
-			/ Y/ / I

(単位:円)